

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年8月28日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（5名）

議長	藤原正夫君	副議長	山本今朝雄君
	八代静枝君		小澤重則君
	清水正二君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
生活環境部長	花形保彦君	教育部長	金丸博君
企画財政課長	坂本太久己君	総務課長	今村親弘君
人事課長	生山勝君	消防防災対策室長	保延克教君
環境課長	長田治君	教育総務課長	小林修君
学校教育課長	飯室崇君	生涯学習文化課長	藤本さゆり君
スポーツ振興課長	望月映樹君	図書館長	湯本和仁君
指導監	輿石信君	財政係長	戸澤文香君
管理係長	斉藤晴彦君	消防防災係長	長谷川秀明君
環境保全係長	丸山英資君	施設係長	早川英彦君
生涯学習係長	樋口充君	施設管理係長	箭本太君

総務係長 坂本和代 君

---

**職務のために出席した者の職氏名**

議会議務局長 中村宗和 書記 小澤 明  
書記 石原大助

**次第内容**

- 1 「合併特例債延長法」への対応について
- 2 平成25年度甲斐市総合防災訓練について
- 3 平成25年度工事発注状況について
- 4 中学校の武道場の利用状況について
- 5 敷島総合文化会館トイレ改修工事について
- 6 双葉ふれあい文化館トイレ改修工事について
- 7 国民文化祭朗読フェスティバル第1部実施結果について
- 8 竜王図書館トイレ改修工事について
- 9 敷島体育館天井改修工事の完了について
- 10 竜王体育館の名称変更について
- 11 市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実施について
- 12 その他

開会 午後 1時25分

○委員長（米山 昇君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（米山 昇君） 本日の委員会は、担当より次第にあります事項について説明報告等を受けたいと思います。

初めに、1番の合併特例債の延長法への対応についてということで説明を受けますが、この件につきましては、開催の通知には入っておりませんでした。担当より所要の手續について事前に委員会へ報告をしたいという旨の申し出がありましたので、一番先に入れさせていただきます。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

企画財政課の坂本です。よろしくお願いをいたします。

先ほど委員長のほうからお話がございましたが、当初この案件については議題の中にありませんでした。企画財政課のほうから、合併特例債の延長法への対応、それから今後の流れ等について事前に報告をさせていただくことで許可をいただきましたので、簡単にご説明を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

資料のほうは1ページになりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、合併した市町村が財政上の優遇措置を受けられる合併特例債につきましては、その発行期限が今回5年間延長するという法律の施行に基づきまして対応するものでございます。

この案件につきましては、以前口頭でご説明をした経緯もございますが、ここでは1ページのような資料をもちまして簡単に流れを事前に説明させていただくものでございます。

この特例法の関係でございますが、正式には東日本大震災によります被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる合併特例債延長法で

ありますが、これが平成24年の6月の27日に公布施行されたところでございます。これによりまして合併特例債を起すことができる期間が、東日本大震災による被害を受けた合併市町村につきましては、合併後20年、また、甲斐市を含みます被災地以外の合併市町村、この被災地以外の合併市町村におきましては、合併後10年が15年に期間延長されるというものでございます。

甲斐市におきましては、法律改正前が平成26年度までの発行期限であったものが、5年間延長されますので、平成31年度まで発行できることになったものでございます。発行できる起債可能額自体のボリューム等につきましては、これまでどおり変わりませんので、期間延長を踏まえた計画的な事務事業の執行によりまして、公債費の平準化を図っていく中で発行していくというようなこととなります。

延長のためには新市建設計画、この中の期間延長、これを法定の事務手続を踏みまして改正していく必要があるということで、手続のフローをお示しをさせていただいたところでございます。

本市の合併特例債につきましては、発行限度額は既に268億5,200万円ということで限度額が設定されておりますので、これにつきまして発行するわけですが、平成24年度の総発行額につきましては、おおむね164億6,000万円程度発行を現在しておりまして、発行割合は61%強というようなことになっております。

対応とか手続フローにつきましては、後段のほうの3番にお示しをしたとおりでございます。順次手続をしていくわけですが、変更の内容等につきましては新市建設計画の期間を5年間延長して、合併初年度から平成31年度までに期間を延長するということが変更の大きな内容でございます。

変更手続としましては、そこのフローを見ていただきますが、前段で述べたとおり、合併特例債につきましては、新市建設計画に基づいて発行できる地方債であるということですので、どうしてもこの期間変更の延長が必要になるということでございます。

内容的には、新市建設計画の変更案を作成をしまして、県知事とまず協議を行います。県知事から異議のない旨の回答を得た後には、地域審議会の意見を聞き、市議会の議決を経て変更した新市建設計画を総務大臣及び知事に送付をするということで、期間延長が成立するということになります。

以上、合併特例債の延長法の関係につきましては、以上ご報告したとおりでございますが、今後フローに沿いまして事務を進めていきたいというふうに思っておりますので、事前に報

告をさせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） このフローの中で、建設計画に基づく事業と、それから変更後なんですけれども、これは単なる日程的なものですか。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） これにつきましては、期間の延長を5年間延長するという  
ことで、それに伴った財政計画等も当然ついてきますが、期間延長に伴う内容変更ということになります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、その新市建設計画を合併する前につくりましたね。その事業の内容を変えるとか、そういうことではなくて、単なる期限の延長という考え方でよろしいですかね。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） そのとおりです。新市建設計画につきましては、基本理念とか将来像が定められている。その中で事業を、個々の事業ではなくおおむねの事業を定めてありますので、それを推進していくための地方債発行ということになります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは例えばあと5年間延長して、限度額に至らなかった場合、その限度額に対する、それは使わなければそれで終わりということで、その限度額に対する扱い方というのはどんなふうになるんですか。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 合併特例債の発行限度額は、先ほど申しましたように286億5,200万円ということで、これは100%発行した場合ということですので、31年後の長期財政計画を見据えた中で、果たして全額発行することがいかどうなのか、事業の主要事業等を精査しながら、できるだけ平準化する中で発行していきたいというふうに思います。したがって、全額発行するという考えは今のところは持っていないという状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで全額発行しないで、できるだけ抑えたほうがいいとは思いますが、すけれども、これに対して、残った場合ですね。それを何らかの形でもらえるのか。残額があればそれで終わりというふうな基金に回せるとか、そういうようなことがあるのか、どうなのか、その辺は。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 基本的には合併特例債は普通債の種類の中に入りますが、発行しないということは、借金を起こさなかったという格好になりますので、発行しましても、発行金額、借入金に対しまして70%の交付税算入ということになりますから、3割程度は自主財源で補填していくということになりますので、そこら辺を勘案しながらできるだけ抑える。また、発行が全てできなかったものについては、その制度的にはもう期限が終了しますので、終了ということになります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この手続のフローの中で、一応手続が完了する日程というのはどなかぐあいになっているんですか。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 今回はフロー、流れにつきまして事前にご報告をさせていただきましたが、一番直近で12月の議会のほうに順次標準を合わせ、最終的には3月までには何とか計画を申請できるように進めていくつもりでございます。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。ほかにございませんか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で合併特例債延長法への対応についてを終了いたします。

次に、企画財政課関係のその他に入ります。

企画財政課から何かありますか。特にないですか。

特にないようですので、委員より特に企画財政課関係でお聞きしたい点等がございましたらお願いいたします。

特にないようですので、以上をもちまして企画財政課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時39分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

次に、2番の平成25年度甲斐市総合防災訓練についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ご苦労さまです。

それでは、平成25年度甲斐市総合防災計画訓練につきましてご説明いたします。

資料2ページになります。

実施要領「概要版」をお願いいたします。

訓練の目的といたしまして、地震等大規模災害を想定した訓練として、市・自主防災組織・防災関係機関等が相互に連携して協力体制の確保に努めながら、迅速かつ適切な防災減災活動を実施し、もって市民の防災意識の高揚を図るものを目的とするものでございます。

実施機関につきましては、市及び自治会（区）（自主防災組織）、消防団、山梨県、日赤奉仕団、陸上自衛隊、韮崎消防署の協力をいただきます。

実施日につきましては、9月1日の日曜日に行います。

実施場所につきましては、自治会（区）における一次避難場所と関係機関合同訓練として、双葉東小学校で実施をいたします。

訓練の想定につきましては、東海地震観測情報の発表中、気象庁が監視するデータにさらなる異常が見つかったため、東海地震注意情報が発表され、さらに東海地震の前兆現象の可能性が高まったという判断から、東海地震余地情報の発表を経て、内閣総理大臣から警戒宣言が発令したということ想定するものでございます。

訓練の重点項目は、減災への取り組みとして、自然災害は発生するものという前提に立ち、

自助、共助の考えのもと、家庭、地域での日ごろからの備えや訓練から、減災への取り組みを行うものです。

次に、災害時要援護者対策の推進では、高齢者、障害者等の災害時要援護者への支援対策として、該当者本人の参加を得た情報伝達、避難訓練を行うものです。

資料3ページになります。

訓練内容の概要につきましては、8時にサイレンが鳴ります。各自治会の一次避難場所に集まっていただき、各自主防災組織において地域ごとに避難訓練、避難人員確認、情報伝達訓練、要援護者避難訓練、消火訓練、土のうづくり訓練等のほか、減災への取り組み推進など、それぞれに計画した訓練を実施していただきます。

次に、消防団の訓練について説明させていただきます。

非常参集訓練が7時30分、参集人員の確認、通報伝達訓練、各分団長から本部への連絡でございます。また、8時のサイレンと同時に、一次避難場所への市民の誘導をしていただき、避難所訓練指導として、消火放水訓練、担架作成等の訓練指導を行っていただきます。

消火訓練については、8月の月上旬に岐阜県東近江市で発生しました消火訓練の準備中に起きたやけどの事故がありましたので、火を使用する訓練においては、火の取り扱いに細心の注意をするようお願いをしていくところであります。

また、市におきましては7時30分、情報伝達、非常参集訓練、警戒本部、災害対策本部設置訓練を行うとともに、支援要因派遣訓練では、各地区一次避難場所に職員が出向き、応急救護、炊き出し、減災啓発指導等を行うとともに、今回の避難所開設訓練につきましては、双葉東小学校を会場といたしまして、大塚区の自主防災会のご協力をいただく中、避難所の設営、運営訓練、給水訓練、三角きんを使った応急救護訓練のほか、関係機関の協力のもとに訓練を予定しているところであります。

協力機関の訓練といたしましては、自衛隊による炊き出し訓練、葦崎消防署によるAEDの応急救護訓練、火災警報器啓発、山梨県住宅建築課による住宅耐震化啓発などの行動訓練を予定しているところであります。

防災訓練の周知方法については、自治会長及び防災委員合同会議での依頼、市の広報紙及びホームページへの掲載などにより周知を行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いたします。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 1点だけ確認ですけれども、甲斐市の今まで防災訓練ですね、先ほど室長のほうから説明がありましたエタノールですか、あれは。使用していましたよね。エタノールかな。何だっけあの火災ね、その中で今まで甲斐市ではどんなような使い方、それで要は水の上にガソリンをのせて訓練をしていたということは聞いていたんですけれども、この間のお祭りの関係でガソリン危険性というのは十分わかっていますよね。その辺の今までエタノールを使ったことがあるのかどうなのか。ずっとガソリンでやってきたのかどうなのか。

それと、一つはガソリンの危険性ということ踏まえた中で対応をどうしていくのか、その辺はいかがですかね。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 今までの使った燃料ということでございますが、私の聞いている限りではガソリンとあと灯油ということ聞いております。

あと、危険というかその対応についてでございますが、さきの消防団の幹部会議を毎月行っているわけですが、その席上で今回消防庁のほうからもそういう趣旨の危険度の安全を徹底するよということでもっておふれとかチラシとか来ておりますので、それらを配布していただきまして、火の取り扱いには十分注意するよということでもって会の席上説明をしております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません。消防団員にそのガソリンの取り扱いの教育、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 消防団員の事前の確認ということですが、事前に察知する前にも、危険度の徹底をしてきたような形で考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 6番の訓練の重点項目がありますけれども、これについては減災の取り組みと援護者の対策の推進というようなことがありますけれども、これは内容的には一応こういうことを重点的にやりますよということで、例えばこの防災訓練という総体的な中で

こういうことを周知していくという考え方でいいのか。それとも重点的なことということの中で、何か具体的に重点項目に関して訓練という形で何かやるのかどうなのか、その辺はどんなぐあいになっていますか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 6番の訓練重点項目でございますが、今回の訓練につきましては、各自治会に訓練の種目をお聞きしまして、その中でもって進めていったわけでございますが、減災の取り組みにつきましては、職員が現地に赴きまして、チラシ等を使った中でもって、自助、共助等の必要性、また災害発生前の自宅で準備できるものとかというものをチラシにまとめまして、現地でもって啓発をするということになっております。

また、災害時要援護者対策の推進につきましては、名簿等を区長及び消防団のほうに前もって配布してありますので、それに基づきまして訓練をする自治会においては、それをもとに声かけ、あるいは実際に避難地、避難所まで来ていただくというような訓練の内容でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、1番の取り組みについては、職員が来てチラシを持ってきて、その減災に対する自助、共助ということに関して説明をして、こういうことをお願いしたいということをやるということですね、第一次避難所に来て。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） チラシは持ちまして、その場でもって説明をするということとで予定をしております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで毎年この防災訓練をやっているわけですがけれども、当然毎年毎年やった後反省点というのが出ますよね。それをまとめて次年度に反映していくというふうなことで取り組んでいるとは思いますが、今回の訓練の中で、前年度の反省を踏まえて新たに訓練として取り入れたという、そういうものはございますか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 訓練については、日ごろの積み重ねというのが重要になってきてまして、年に1回のことですので、例えばマンネリ化しているかということでもって言われるわけですが、その都度やることによって事実収束していくというようなこともありますので、適切にその災害時の応急活動を迅速にするためにも同じことでもございますがやっ

ていただくというような中でもってきているわけでございまして、あと今回特別ということになりますと、各現地へ行くと、職員がどこにいるのかわからないというような指摘が結構ありましたので、今回は職員にはベストを着用していただきまして、職員であることがわかるような形でもって明記することでもって、本番の災害が来たときにもそれを着ていただいて、どこに職員がいるのかというようなことがわかるようなことでもって進めていきたいと考えております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） では、そのビブスを今度は職員が着ていきますよということに関しては、自治会等には説明はしてあるですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 表立ってそういう説明はしておりません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 訓練の重点項目のところですね、2校目の災害時の要援護者対策の推進というところで、こういう名簿等を今の説明だと消防団というか、そういうのに渡してあるということなんですけれども、実際の現状はどうなんですかね。これは本当に高齢者とか障害者のすべて自治会単位のやつというのは、もう把握しているんですか、完全に。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 資料につきましては、もう了解したものを名簿となって作成されておりますので、それを毎年度ですね、ことしもそうですが、前に使ったものは引き揚げて、新しいものをお渡しをしてという形でもってしているところがございます。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 当然これの名簿等には民生委員さんたちがかかわっていると思うんですけれどもね、そういうものを毎年毎年そういう、名簿はチェックしているわけですね。そうすると、ほぼ要するに実数は把握しているという解釈で大丈夫なんですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） そのとおりであります。それでよろしいかと思います。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それともう一つは、訓練実施というところで、協力機関というのがここに消防団とか日赤奉仕団とかいろいろありますよね。僕は何回か一般質問でさせてもら

った医師会との連携みたいなことというのは、ここには書いてないんだけど、当然答弁の中でもその重要性というのは認識されていたように僕は思っていたんですけど、そういうものの医師会との連携とか何とかというのはどんなぐあいになっているんですかね。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 現時点では委員さんの言われますように、今回の防災訓練の中に入っていないわけですが、甲斐市の中でもって、個人の中沢先生という方がおりますが、積極的にちょっといろいろご相談させてもらっておりますので、その辺を見つめた中でもってなるべく早くしていきたい。あとこれについてはうちの対策室のほかに、健康増進課との絡みも出てきますので、その辺の中でもって連携を保った中で、そういうものも検討して、いい方向でやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、中沢先生の話も出ましたけれどもね。中巨摩の医師会報なんかを見ますと、前も言った記憶があるんだけど、結構医師会のほうもある程度そういう積極的な心構えみたいなのはあるように見受けられるんですよ。だからやっぱり市のほうから、前も何回も言ったんだけど、やっぱりこっちかアプローチとかしていかないと、向こうがそういう気持ちがあってもなかなかこういう市のほうの訓練みたいな対象の中へ、早目にだれが考えても医師というのとは何かあったときには必ず、それはもう参加せざるを得ないような事態に陥ると思うんですよ。だからそういうことを今室長はやっていくと言ったんだけど、もっと積極的に、もうわかっていることだから、早目にこっちから市のほうからアプローチして、こういう訓練に生かしていかないと、いざ有事のときには間に合わないもんね。早目にそういう措置をとっておかないと、ぜひそういうような早目な対応をとるようにお願いします。

○委員長（米山 昇君） 要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 意見ですが、毎年やっていることなんで大体かなりみんなよくわかまえていてそつなく実施はされているし、毎年少しずつ工夫もされているのでそれ自体はいいんですが、ここにあるように、注意報が発表されたという想定で集まって云々かんぬんという、そういう構造になっているけれども、実際には注意報が出て地震というのはほとんどないですよ。一発で来て、そのときの直撃にどう対応するかということの訓練とか心構えと

いうのはどうも欠けている。集まったところでいろいろ解説はしてくれますからそれはそれでいいんですが、実際問題、家がぶっ壊れたときにどこへ集合なんていう話にはならないと思うんですよ。

その辺の対応を、この間の大震災でもそうだけれども、結局予知も何もなかったですよ。であってみれば、予知でやるというほうがそもそも実は地震学者の専門と話をしたんだけど、予知はもう不可能だということです。そんな計算したようなことはできない。であれば、やっぱり直撃されたときにどうするんだということをもうちょっと真剣に論議したほうがいいような気はしますが、これ意見です。

○委員長（米山 昇君） 答弁はいいですね。

ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 訓練の概要の中で、ペット同行避難訓練ってあるんですよ。これは一般質問をした経過があるんですけども、玉川とどこか2カ所だかの訓練と聞いたんだけど、その辺はどうなんですかね。どのくらいの自治会でこれを行っているのか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 今回につきましては、2つの自治会が要請がありまして、玉川東区と富竹新田1区でやるということでもって報告が来ております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 自治会へ投げて自治会のほうでやってくれということはいいいんだけど、少ないような気がするんですよ。たしか甲斐市だけで5,000だか何匹の犬の登録があるですよ。だから6世帯に1軒だか買っているんですよ。やっぱり家族同然の思いで接している人たちが、では、それを捨ててぼんといくかとかといえはいかないと思うんですよ。

だから今のうちにやっぱり、この同行で訓練は呼びかけてやらないと、犬の嫌いな人もあるしね。また連れて行ったら、騒ぎ過ぎてだめだということもあるし、それはその現場へ行かないとわからないんですよ。だからこれを私はやったほうがいいと言ったんだけど、行政は自治体に1回投げたからという話なんだけれども、やっぱりこれじゃちょっと少ないんだよね。やっぱり現場でそういうことを訓練して初めてわかるということがうんとあるんですよ。一晩泊まるのに避難者と一緒に入るかという入らないですよ。ペットはペットで、

別にどこかしなきゃならんでしょう。だからそういうことも区ではできないと思うんですよ。やっぱり行政がやっていかないと。その辺はどうなんですかね。考えているかどうか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 避難所でのすみ分けというか、環境をつくっていかなければならないということが大前提かと思います。それにつきましては、我々ももう少し先進地の状況ですね、ペットをいろいろな中でもって、委員さんが言いましたように、動物が嫌いな方とか、アレルギーを持っている方等、いろいろ被災地のほうではそういうことを聞いておりますので、その辺をもう少し気軽にできるような形でもってちょっと環境を整えながら、検討してみたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 検討もいいんだけど、ぜひこれを実施してもらいたいんですよ。やらなきゃわからないんで、ぜひその辺もよろしくお願いします。

ちょっと質問をかえます。

○委員長（米山 昇君） どうぞ、続けて。

○委員（名取國土君） 6番目の自助・共助、これはわかっている人はいいんだけど、自助・共助をわかっていない人が多いんですよ話をすると。それは現場へ入ればわかると思う。何でもかんでも行政がしてくれるんだという思いがうんとあるんですよ。

自分たちのことは自分でやるですよと言えば、何で俺たちがそんなことやるんだとそういうような、結構この自助・共助のことはやっぱりいろいろな面でPRして、自分たちのことは自分たちでやる、自分たちの周りで協働でやっぱり助け合ってやろう、最終的などは公助として行政がやりますよということは、やっぱり何らかの形でもいいからPRしてわかるようなことをやっぱりしていく必要があろうと思うんですけれども、どうですか部長さん。

○委員長（米山 昇君） 長田部長。

○総務部長（長田 修君） 確かに名取委員さんがおっしゃったとおりで、先ほど松井委員さんからもお話がありましたけれども、どんな形で天災が襲ってくるかわからないというのが実態だと思いますので、防災訓練等は最小限必要な共助等も含めて、最低限これだけはというふうな訓練を繰り返し行っていただくという、基礎的な部分ですね、消火とかそういうものとあわせて災害に対する心構えというか意識を、毎年訓練をすることによって持っていただくというふうな意味合いもありますので、確かにまず自助ですね、公助といいましても実際大災害が起きれば職員さえもどんなふうな状況で集まれるかどうかという、まずそこから

もわからないわけですから、まず一番自分で自分を守るというのが一番で、その次に続くのが共助ですね、近くにいる人たちがお互いに助け合うというふうなことが出発点、大前提だと思いますので、その辺につきましてはこれからも啓発に努めていきたい、そんなふうに考えます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） その下にある災害時の援護ね。高齢者、障害者は組に入っているというのは大体わかるんですよね。あそこの家はだれがいるこうだというのは。組に入っていないところというところがあるんですよ。そういう人たちは行政としてはどういう指導していかんだかね。恐らく出て来ないですよ、訓練も。そこら辺のちょっと考えは。

○委員長（米山 昇君） 長田部長。

○総務部長（長田 修君） 先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、今各地区の自治会長さんたちにお配りしている資料というのは、ご本人たちの承諾を得て、持っけてもいいよというふうな、公開してもいいよというふうな資料だと思います。それ以外に役所のほうでは、人命にかかわることですから、そういうときには名簿が使えるというふうな判断のもとに、対象者については全員把握できるような形の名簿もいつでも出せるような格好で、それはふだん出しませんが準備がしてありますので、いざというときにはそれも活用できるのではないかとこのように考えています。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 組へ入っていないくて、そういう回覧板の連絡もなく、全然孤立している人たちが全部名簿に登録しているのですか、そこをちょっと聞きたかった。

○委員長（米山 昇君） 長田部長。

○総務部長（長田 修君） 総務のほうで直接名簿は管理していませんけれども、担当課のほうで、先ほど申し上げましたように、組に入っていないにかかわらず、対象となる人の名簿はいつでも出せる状況で整えているというふうに話を聞いております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 組に入っていない人の話をお聞きすると、そういうあれも来たことがないという話で、俺たちもではということもない。あれこれはそういうこと全然知らないんだなということがあったんですよ。だから私聞いたんですけども、その組へ入っていない人という名簿というのは、家号の時代に出しているのですか。それとも区のほうの区長さんが

実際に行っているんですか。消防の人たちが行っているんですか、そのところを。

○委員長（米山 昇君） 長田部長。

○総務部長（長田 修君） 私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、ふだん一般的にそういうものは出回ることにはないです、名簿的なものはですね。本人が承諾いただいているものについては関係する民生委員さんとか自治会長さんのところには備えてありますけれども、それ以外の承諾を得ていない方とか、今言われましたような、一般的に把握できないふうなものについては、役所のほうでは対象となっている人は把握できる限りのものは把握して、本人の承諾がなくても、この人は援護者だとか、対象になる人だということも含めた名簿も用意はあるという話ですので、ふだんはそれほどあなたのお手元にも行っていません。行っているのはご本人が私の名前を登録していいですよと、承諾していただいた方のみの名簿が出ております。そういう意味です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その他の機関の合同訓練で、双葉東小で合同訓練もやるんですけども、自衛隊の炊き出しはいいんですけども、峡北消防本部による応急救護援護、火災報知器、山梨県住宅による耐震化啓発などの合同訓練ということでやるんですけども、この内容的には救急援護訓練というのは具体的にどんな内容でやるのか、その辺ちょっと詳しくお願いします。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 消防署のほうの応急救護訓練につきましては、AEDを対象で行いますので、あとは、火災警報器の啓発という中になります。あと、県の建築住宅課によります耐震化啓発については、スライドを用いまして目の前でもって啓発をしていただくというような予定でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

委員の質疑はないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

小澤議員。

○議員（小澤重則君） 先ほどの猪股委員の質問に関連するんですが、消火訓練ですね、あれ

はガソリンを使うということはないと思うんですよ。灯油で十分消火活動はできますので、その辺は消防団と連携して、ガソリンは使わないようにというふうな指導をしてきていただいたほうが間違いないとは思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 大変失礼しました。その辺徹底して、灯油の使用というような形でもって徹底したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

八代議員。

○議員（八代静枝君） 今回の訓練の重点項目というところで6番目なんですけれども、その2のところに、災害時要援護者対策の推進の中で、高齢者とか障害者は先ほどからお話が出ていますけれども、これの支援対策で情報伝達、避難訓練を実施するという事なんですけれども、これを今回どのような方法でどんなふうに考えて実施されるのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思っております。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） これにつきましては、先ほども申し上げましたように、名簿等自治会のほうに渡してありますので、あと民生委員さんですね、その中でもってこれについて自治会において取り組んでいただくというような中でもってお願いしておりますので、例えば体がちょっと痛くて表に出れないというような場合には声かけとかという形でもって確認をしていただくとかそのようなこと、あるいは出ていただけるならば避難場所まで出ていただけるというようなことを自治会単位でもって進めていただくというようなことでございます。

○委員長（米山 昇君） 八代議員。

○議員（八代静枝君） では、この件については自治会で徹底してあるということですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） これについては、自治会でもって取り組んでいただくこととなりますので、あとその中でもって、冒頭申しましたように、今回9つの訓練項目がございまして、各自治会がその中から選んでいただくというようなことになっておりますので、中には今回はそれをしないというような自治会もございまして、一応その内容につきましては自治会でとり仕切っていただくというようなことになっております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で平成25年度甲斐市総合防災訓練についてを終了いたします。

次に、消防防災対策室関係のその他に入ります。

対策室のほうで何かございますか。特にないですか。

課のほうでは特にないようですので、委員の皆さんから特にお聞きしたい点ございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして消防防災対策室関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時13分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3、平成25年度工事発注状況についてに入ります。

担当から説明を受けます。

小林教育総務課長。

○教育総務課長（小林 修君） お疲れさまでございます。

工事入札結果につきましては、既に総務課から報告がされていると思いますので、現状報告ということで説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

まず、玉幡小学校大規模改修工事ですが、工事概要は、外壁塗装工事と老朽化改修工事で、工期は7月11日から平成26年1月31日までです。現在、校舎の外部、南側の壁塗装が完了しまして、長尺シートの施工をしております、進捗率は30%でございます。

次に、竜王北小学校給食室改築工事ですが、建築主体と電気設備と機械設備に分かれておりまして、鉄骨1階建て。調理方式はドライ方式。工期は8月8日から平成26年3月20日

でございます。現在、埋設の電気、水道関係設備の切り回しをしております、進捗率は3%でございます。

6ページと7ページに、給食室改築工事の平面図と立面図がありますので、また参考にしていただきたいと思います。

次に、竜王中学校給食室ほか解体工事ですが、平成24年度に給食室を改築しましたので、旧給食室の解体と技術棟の解体工事工期は7月5日から10月31日となっております。現在、内部取り壊し等を行っております、進捗率は15%でございます。

次に、学校のトイレ改修につきまして、小学校は4年間で中学校は3年間で全体の半分を洋式化にして、またその半分を洗浄つき便座に移行する計画で進めております。今年度は小学校を3工区に、中学校は4工区に分けて発注しまして、工期は7月5日から既に完了しております、8ページにトイレの改修工事の写真がありまして、和式から洋式に、それから9ページのほうの写真は、洋式の便座をリモコンの洗浄つき便座に改修したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等ありましたら、お願いいたします。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 先ほどこの8ページの和式を洋式にする場合と、それから洋式のトイレにリモコン操作盤をつけるという形で、片方は内容にもよって違うが、リモコンがついて、片方にはリモコンがつかないということなんですけれども、この辺はいかがですかね。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 計画では、和式の半分を洋式化にして、洋式化のそのまた半分を洗浄機つきのリモコンという形で考えております。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） では、最初から和式を洋式にする場合も、要はこういう形でシャワーつきというか、こういうリモコンをつけられる状況であれば、何もそれはつけてもいいんじゃないかなと思うんですけども、最初からそういう予定、その差は何だったんですかね。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 例えば3つのトイレがあるとしたら、そのうちの2つは洋式化にする考えです。3つありますから半分以上ですので、そのうちの1つは洗浄つきとい

う形でやっていますので、和式を洋式にかえる場合でもすべてがシャワーつきというふうにはなっていないです。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） その辺の解釈ですね、一緒にやるであれば機種も変わるであって、ウォッシュレットをつけた、つけないという形では、ウォッシュレットはついてますよね、ついてますよ、リモコンがついていない形とついている形でいうと、ウォッシュレット化はされているですよね。だからリモコンがあるかないかということでしょう、その辺を考えれば同じものをつけてやったほうがいいんじゃないですかということなんです。何でそこで差をつけるのか。

○委員長（米山 昇君） 早川係長。

○施設係長（早川英彦君） すみません、ただいまの質問につきまして、写真でござんになっていただいたとおり、確かにこの最初の和式から洋式にかけたほうは、洗浄つきではございますけれども、こちらはリモコン式ではなく、その後の9ページのほうはもともと洋式だったトイレの便座を洗浄つきにかえて、こちらのほうは洗浄つきなんですけれども、リモコンがついている。これ機種が違うんですけれども、これにはちょっとわけがありまして、9ページのほうのトイレにつきましては、当初うちのほうで指定したものが、8ページ、これは標準でTOTOの製品を設置するというので設計をしまして、ただ、学校によりましては便器がTOTOのものでない学校もありまして、この9ページのほうにあるトイレの便器につきましては、これはINAXという製品をもともと使っておりまして、どうしても便座のほうがその会社に合わせなきゃならないということで、指定したものと同等品をつけておりまして、その同等品がちょうどそのリモコン式のものだったということで、そのリモコンをこちらをつけてあります。

ただ、性能的にはどちらも変わりありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） くどういようすみませんね。INAXの場合はここに同等品という形で、たまたまりモコンがついていましたと。ではこの和式を洋式にTOTOにした場合、これだってリモコンをつけられるじゃないですかね。そういうことでしょうか。それはおかしいなど私は思うんですけどもね。

これは今答えが出せるかどうかわからないけれども、どうもそれは同じ型に機能をメーカー云々じゃなくて。機能はついていてリモコンがついていないということでしょう。

だからそれはメーカーによって、TOTOをつける場合、くどいようで悪いけれども、和式を洋式にした場合、TOTOでやる場合はこれはリモコンはつけなくてウォッシュレット化はされている。たまたまこっちのINAXのほうは、同等品であったらリモコンがついているという形だとすると、ちょっと解釈の仕方がおかしいのではないかなということですよ。

これはいいですよ、答えは今は出せないと思うから、このやり方は、もうちょっと執行部側ではっきり検討してもらって、指示を出してくれたほうがいいと思います。

委員長、ちょっとすみません、ほかの質問にいきます。答えられますか。では、質問をかせますから。

4ページの玉幡小学校の大規模改修についてなんですけれども、これは工期が大分長いですよ。夏休みに入る前からの工事期間になっていますけれども、今、現況を見れば足場がかかっている、要は足場がいつまでかけられるのか、いつごろ取れるのか、その辺はわかりますか。

○委員長（米山 昇君） 答弁できますか。

早川係長。

○施設係長（早川英彦君） 足場につきましては、現在外部の塗装を行っております、塗装のほうはあと一月ぐらいの間には完成します。塗装が終了すれば、足場のほうはすぐに撤去できますので、おおむねあと一月ぐらいの間には撤去できます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） これは何で心配なのかというのは、養生シートをしていますよね。そうすると、この暑い時期に玉幡小学校はエアコンはないんでしょう。そういうことですよ。そうすると夏休みが終わって今度は2学期が始まったときに、非常に暑いということで、ちょっとその辺が心配だなということで、できるだけ早く取らなきゃいけないということと、これは外装の塗装工事、外壁の塗装工事だけだと塗装工事が終われば外れるんですけども、ほかの修繕もやるとすると、これは長引く可能性があるということと、あと1点ですけども、これは学校の平日、実際学校があるとき、授業があるときですね、これは土日祭日を使わなければ仕事ができないことになるんですけれども、その辺はいかがですかね。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 授業のある日はなるべく影響のないようにしております。土日祭日を使って工事しております。

○委員（猪股尚彦君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 今回の玉幡小学校の大規模改修、この工事概要を見ると、今のところは老朽化対策と外装ということだけなんですけれども、夏休み中に各学校の非構造部材の耐震診断を行うということで予算取りがなっていて事業が進んでいるはずなんですけれども、ここは今の工事状況のことと直接関係あるかないかはちょっと私も今ちゅうちょしたんですけども、当然非構造部材の耐震診断もすることになっているやつなんで、やった結果によっては工事内容がまた変わるというようなことが起こり得ると思うんですけれども、もしそのようなことが起こったとしたらこの工期内にやりますか、追加工事か何かで。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 大規模工事の玉幡小の非構造部材の検査につきましては、その業者同士で打ち合わせをしてもらっています。その中で何か改善するものが出てきたりした場合は、できる範囲でやってもらう、できない範囲ではまた改めてということを考えております。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） ということは、今の段階では多分この工事をしている方と、耐震診断をしている方とで相談はしているんだろうと思うんですけれども、市のほうにはまだ報告がないということですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） まだ結果のほうは出てきていませんから相談するようにというふうな指示は出しております。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 私はやっぱりもし何か少しぐらいのお金で済むことであれば、当然この工期内に補強工事もやるべきだというふうに考えます。ということは一遍仕上がってからまたあそこを壊して、またここをやりたいなことが後から出ないように、その辺は柔軟性を持ってやってください。お願いします。

○委員長（米山 昇君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどのトイレ改修工事の件ですけれども、2回に分けて順次やって

いるけれども、これは最終的には全体の洋式化は来年で終わるんですかね、その辺の。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 小学校はことしから4年間で、中学校はことしから3年かけて実施いたします。

○委員（内藤久歳君） 中学校3年間ね。

○教育総務課長（小林 修君） はい。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、この玉幡小学校は今大規模改修中ですけども、その大規模改修の中にこういうトイレのあれも入っているのか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 玉幡小学校は大規模改修の中に入っております。含めております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、ほかのところは3年かけてやるんですけども、玉幡小学校に関しては一遍にやってしまうのか、それとも多分一遍にやったほうが効率的だと思うんですが、その辺どうなっているですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 今回一度にやっけてしまいます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

よろしいですか。

委員の質疑がないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑はございますか。

小澤議員。

○議員（小澤重則君） この工事の発注状況にはないんですが、双葉中学校の増築はどうなっちゃったんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 双葉中学校の職員室の改修工事につきましては、来月の入札を予定しております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で平成25年度工事発注状況についてを終了いたします。

次に、教育総務課関係のその他に入ります。

教育総務課より報告等がございましたらお願いいたします。

小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 9月に補正を予定しておりまして、6月の委員会するときにも若干説明させていただきましたが、双葉中学校職員室等の改修工事につきまして、県の建設事務所と事前協議を進めていましたところ、耐火のための是正工事が必要という指導を受けましたので、主にその工事分の補正でございます。

それからもう1件、中学生へ防犯カメラを設置いたしました。名取議員さんからご指摘がありました部外者がカメラを故意に壊した場合の補償はどうなるかということでございました。部外者がカメラを故意に壊した場合は補償の対象となるということでございますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりましたが、この件については補正等は定例会のまた案件でございますので、質疑は省略させていただきたいと思っております。

あと、教育総務課関係で委員より特にお聞きしたい点等ございましたらお願いいたします。先ほどの報告はよろしいですね。

ないようですので、以上で教育総務課関係のその他を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4、中学校の武道場の利用状況についてを行います。

なお、この件につきましては、委員からの質問事項でありますので、よろしくお願いたします。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） どうもご苦労さまでございます。

お手元の資料の10ページをごらんください。

市内の中学校の武道場の利用状況についてというご質問をいただきましたので、一覧表にまとめてまいりました。そこにごございますように、各竜王中学校、玉幡中学校、竜王北中学校、敷島中学校、双葉中学校ごとにそれぞれ武道がどんなものを行っているかというふうな表をつくらせていただきました。

平成24年度、昨年度から新学習指導要領の改訂が本格実施になりまして、武道が、1、2年生が必須になっております。3年生は選択というふうな形になるわけでございますけれども、1、2年生が武道の必須化というふうなことでやっております。今現在、中学校の体育の時間数が年間105時間でございます。105時間のうち、その下に書いてあります括弧の中にあります時間数を実施しているというふうなことでございます。

1年生におきましては柔道、なぎなたというふうな種目をそれぞれの学校で選択実施をしているところでございます。2年生につきましては、柔道と、双葉中学校におきましては剣道も6時間やっているというふうなことで、この1、2年生につきましては必須化ということで授業を実施しております。また、3年生につきましてはそこにごございますように、柔道、玉幡中学校が合気道、柔道、柔道。双葉中学校は3年生は必須ではございませんので、他の種目を実施しているというふうな現状でございます。

なお、この授業につきましては、授業として実施しておりますので、生徒は全員参加、当然授業として受けるという形でございますので、受けなくてもいいよとかということはございません。この授業につきましては、すべて学校の体育科の教員が指導をしております。部活につきましては外部指導者を招いているところもあるようでございますけれども、この授業につきましては体育課の職員が指導をしているところでございます。

時間外の利用ということで学校開放というふうな立場でございますけれども、竜王中学校と竜王北中学校は一般への開放はしてございません。玉幡中学校は1団体、剣道のスポーツ少年団。敷島中学校は4団体で柔道と剣道のスポ少と空手の一般の2団体に貸し出しをしております。また、双葉中学校につきましても2団体、剣道のスポ少と柔道のスポ少へ貸し出しをしているところでございます。

なお、問題点につきましては、今のところ各学校から特別なものはないというふうなことで報告を受けているところでございます。

以上、説明をさせていただきました。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 内容を細かく調べていただいて報告いただきまして、ありがとうございます。

私はこの問題について私が質問させてもらったことなんで、説明をお願いしたところなんですけれども、いろいろ見ますと、柔道にほとんど特化しているんですけれども、例えば道具とか着衣とか、あるいは剣道の防具とかいうものについての補助制度その他、過去に一応発表されているわけなんですけれども、これは全生徒分みんな導入されてから用意して間に合わせたということですか。

○委員長（米山 昇君） 興石指導監。

○指導監（興石 信君） それでは、今の質問にお答えをします。

平成24年度から、今課長が申しましたように柔道が必修化になっております。それに先立ちまして、22年、23年度に5校に調査したところ、十分な着数とかがないというようなことの中で、23年度の予算のほうで予算化をしまして、現在のところ、若干学校によって違いがあるんですが、柔道につきましてはおおむね2クラス分、70着、80着が購入をできていて、それを使っているという形になっております。

あと玉幡中につきましてはなぎなたということで、部活動でも以前からやっておりましたので、そういったものを含めまして購入もいたしまして、なぎなたにつきましては約60本ありますので、こちらのほうも2クラス分あるというような形の中で授業をしております。

また、双葉中の剣道につきましては、こちらのほうは双葉中の学校の中で体育科の先生を中心に、危険を避けるような竹刀ということで、自分たちで自主製作をしまして、それに基づきまして、十分な用具はないんですが、自分たちの工夫の中で竹刀等をつくりまして、それで実施をしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） そうすると、防具の要らない道具で何かちゃんばらごっこみたいなのをやっているということですか。

○委員長（米山 昇君） 興石指導監。

○指導監（興石 信君） この双葉中の剣道につきましては、一昨年、23年度ですね。私のほうも授業研究ということで見に行かせてもらったんですけども、竹刀のほうも、ホームセンターとかいろいろなものを集めまして、たたいてもしなるような形のものをつくりまして、あと、私の記憶では、防具的なものも本格的な防具ではないんですが、自分たちでつくったものを代用しながらそれで行っているというような状況です。特に本格的な防具を導入して行う予定はありませんし、また学校からもそこについては今のところ防具の要求はないような状況でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは武道場の利用状況が、たまたまここに時間数が出ているんですけども、年間で105時間という中で、これは時間が学年で違うところは何かその選択の中で幅があるとか、その辺の時間の違いというのはどういう形で違うのか、その辺ちょっと。

○委員長（米山 昇君） 興石指導監。

○指導監（興石 信君） それでは、先ほど課長が申しましたとおり、年間の授業時数は各学年とも105時間、週3時間掛ける35週が基本になっておりますけれども、保健体育科ということで、まず、保健の領域と体育の領域がありまして、それで時間のほうが、おおむね体育の領域に充てられる時間が年間90時間と考えております。その中で、幾つかの種目の領域がありまして、器械運動、陸上、水泳、ダンス、あと球技、武道、それとあと体づくりというのは幾つかの領域がありますので、それは90時間の中でバランスよくやっていくということの中で、おおむね各校とも武道につきましては10時間から15時間の間というような形になっております。特に学習指導要領等で武道何時間ということは定められておりませんので、他教育との関連の中で実施していただいているというようなことになります。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これで10時間ということなんですけれども、これは10時間は学校の授業は50分だよ。50分で10時間、時間にすると10時間で勘定が合わない。10時限という格好になるんじゃないですかね。10時間というと60分やったということだよ。

○委員長（米山 昇君） 興石指導監。

○指導監（輿石 信君） 今の件ですけれども、正確には10単位時間というような形で、50分を1単位時間としますので、ここに書いてある10時間とか11時間というのは、単位時間ということですので、11回柔道をした、10回柔道をしたというような形で捉えていただければいいと思います。50分を1時間と換算するというような形でカウントがしてあります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 10回だから1時間1回でもって10回というような感じなんだけれども、基本的には授業時間は50分だからということですね。それを10回やったということですね。

○指導監（輿石 信君） はい。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、中学校5校の中で、この柔道場に対して柔道の授業ですね、これスプリングが入っている施設は幾つあるのか、わかりますか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 今わかりませんので、確認して後でご報告させていただきます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 私の知っている限りでは、敷島中学は板の間に畳を敷いてやっていますよ。これはスプリングはないです。ほかの竜王中学だとか玉幡中学は、新しいところはそれなりにされていると思うんですよ。全てが明確にわかっているわけじゃないんですけれども、授業の一環で、先ほど説明いただいた体育の教師が指導しているという形で、この問題点なしとあるんですけれども、けが等はどうかでしょうかね。

○委員長（米山 昇君） 飯室課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） けがのことを、やっぱり武道を始まる前にいろいろけがのことは心配だったわけで、文科省からも頭を打つような重大な事故は絶対起こしちゃ困るというふうな指針も来ております。24年度、不幸なことに2件ほど足の指をひびが入ったという子が1人おります。あと1人は女子ですけれども、受け身の練習をして畳に倒れたときにひざを打って、ひざを打撲したという、その2件の報告が教育委員会のほうに来ております。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 大きなけがというかなければ、これは授業ですから別に心配したことはないと思うんですよ。ただ、先ほど言ったように、その施設によって、特に先ほど言った敷島中学は板の間に畳だけ敷いてやっているということですから、その施設によっては、十分注意していかなくちゃならないということですから、その辺は十分注意していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で中学校の武道場の利用状況についてを終了いたします。

次に、学校教育課関係のその他に入ります。

学校教育課より報告等がありましたら、お願いいたします。

飯室学校教育課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） その他でございしますが、9月議会で補正を予定しております。

双葉西小学校がコミュニティスクールの指定をさせていただいているわけですが、文部科学省からその取り組みについての研究をなさいというふうな委託事業がございまして、それを受託するというふうなことで、委託事業をする関係経費を今回補正を出させていただきますので、またよろしくお願いいたします。

以上でございします。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

今の補正の件につきましては、また定例会の案件ですので、定例会の際に質疑をお願いいたします。

次に、学校教育課関係で委員より特にお聞きしたい点等がございましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 特にありませんか。

ないようですので、以上で学校教育課関係のその他を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

次に、5番、敷島総合文化会館トイレの改修工事及び双葉ふれあい文化館のトイレ改修工事について、一括で担当より説明を受けたいと思います。お願いします。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それでは、よろしく願いいたします。

資料の11ページになります。

敷島総合文化会館トイレ改修工事について。

工事概要ですが、洋式トイレを14カ所、洗浄つき便座に改修いたしました。それに伴うコンセント11カ所と天井点検口5カ所の設置となっております。

請負業者は有限会社山口設備、工期は平成25年5月17日から7月31日で、7月12日に完成、19日に検査をしております。請負金額は191万1,000円でございます。

続いて、2番の双葉ふれあい文化館トイレ改修工事について。

工事概要ですが、和式トイレを洗浄つき洋式トイレに5カ所、洋式トイレを8カ所、洗浄つき便座に改修いたしました。それに伴うコンセント5カ所の設置とトイレブースのドア5カ所の変更工事となっております。

請負業者は、有限会社双葉設備。工期は平成25年5月17日から7月31日で、7月17日に完成、25日に検査をしております。請負金額は277万2,000円でございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

名取委員。

○委員（名取國士君） 敷島とそれから双葉のトイレ、これは全部普通のトイレ。要するにウ

ウォッシュレットなら普通のトイレだと思うんだけど、例のシャワーつきのはついているんですか。オストメイト、そこをちょっと。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 先ほどちょっと説明をさせていただきましたけれども、洗浄つきウォッシュレットですね。それに変更したところもございます。オストメイトのほうはちょっとございません。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 全部がもう普通のトイレしかついていないということだ。オストメイト用のものはついていないんですね、全然。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 身障者用のトイレですか、そちらのほうにオストメイトになっております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 敷島、双葉の会館には、それはついているんだ、身障者トイレのほうにオストメイトトイレはついている。わかりました。

○委員長（米山 昇君） よろしいですね。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で敷島総合文化会館トイレ改修工事及び双葉ふれあい文化館トイレ改修工事についてを終了します。

次に、7番、国民文化祭朗読フェスティバル第1部実施結果について、担当より説明を受けます。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それでは、資料は同じく11ページ、12ページになります。

国民文化祭朗読フェスティバルの第1部実施結果について。

8月11日曜日に小中学生、高校生による第1部の朗読フェスティバルを実施いたしました。議長を初め多くの議員の皆様にも観覧していただきましてありがとうございます。

出演団体は、市内から5団体、市外から2団体。出演者については199人の方々が出場いたしました。観客数は322人で、県外からは6人見えていただきました。観客数については、パンフレットの配布数により出しておりますので、実数はもう少し多い状況でございます。

スタッフ、ボランティアとして87人のお手伝いをいただきました。12ページに写真がございますが、子供たちの生き生きとした朗読に感動したという声を多くいただいております。

今後5回の開催で、9月につきましては8日と22日に朗読フェスティバル、29日にダンスフェスティバルとなります。10月になりまして27日に創作ミュージカル、最後に11月3日の小学生の吹奏楽フェスティバルと続きます。職員一同万全の準備をしておりますので、引き続きご観覧いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で国民文化祭朗読フェスティバル第1部実施結果についてを終了いたします。

次に、生涯学習文化課関係のその他に入ります。

生涯学習文化課より報告等がありましたら、お願いします。

特にないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 特にないようですので、委員の皆さんから生涯学習文化課関係でお聞きしたい点等がございました、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で生涯学習文化課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時02分

○委員長（米山 昇君） それでは、引き続き会議を再開します。

次に、8番、竜王図書館トイレ改修工事について、担当より説明をお願いいたします。  
湯本図書館長。

○図書館長（湯本和仁君） よろしくをお願いいたします。

お手元の資料の13ページをごらんください。竜王図書館トイレ改修工事です。  
工事内容につきましては、和式を洋式化2カ所、洋式トイレにウォッシュレットの設置を  
4カ所実施いたしました。工事は6月28日に完成をしております。  
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を受けます。ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で竜王図書館トイレ改修工事についてを終了いたします。

次に、9番、敷島体育館天井改修工事の完了について、担当より説明をお願いいたします。  
望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） どうもご苦労さまです。

敷島体育館天井改修工事の完了につきまして説明をいたします。

資料は14ページからになります。

敷島体育館の天井改修工事につきましては、4月の26日の総務教育常任委員会で現地の  
ほうを視察もしていただきました。工事につきましては、事故もなく無事に完了したところ  
であります。

繰り返しになる部分もありますけれども、資料によって説明をさせていただきます。

この工事につきましては、国の社会資本整備総合交付金の補助を受けまして、平成24年の12月に補正予算を計上し、25年度への繰越明許事業として実施をいたしました。請負業者は、甲斐市の篠原にあります有限会社山梨ハウス工業であります。請負金額ですけれども、当初4,788万円、変更額111万1,687円を増額いたしまして、変更後の請負額を4,899万1,687円としております。

変更の内容としましては、天井材のグラスウール板を目視で程度がいいものは使う、再利用するという考えで計算をしておりましたけれども、実際外してみても劣化しているものが多くありましたので、その部分を95平米から480平米という部分で新規材に交換をしたものでございます。これは予定外というものではなくて、ある程度想定していた内容ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、工期につきましては、3月14日から6月の30日であります。

工事の概要になりますけれども、金属下地材のボルトどめによる接合の補強、それから既存の天井下地の撤去、新設、それから振れどめ（ブレース）の設置、それから周辺の壁とすき間をあけますクリアランスの設置をしております。

それから、天井材の落下防止対策ということで、既存のものは横に2本という形でとめをしておりましたけれども、位置も横から縦に変え、3本にして強化をしたものであります。6月の24日に完成をしまして、完成検査を7月2日に実施をしております。

15ページ、16ページに着工前、完成の写真がついておりますけれども、上のほうの天井のところ若干すき間が見えるところが着工前、それから下の部分が完成というところとなっております。

以上、敷島体育館の天井改修工事につきまして説明させていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で敷島体育館天井改修工事の完了についてを終了します。

次に、竜王体育館の名称変更について、担当より説明をお願いいたします。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） それでは続きまして竜王体育館の名称変更について説明をいたします。

資料は17ページになります。

まず、名称変更を検討することになった経緯なんですけれども、3月の定例議会におきまして一般質問がございまして、旧竜王町で中部町民体育館として親しまれた体育館なんです、合併時に敷島体育館、それから双葉体育館があった関係で、中部町民体育館を竜王体育館というふうに名称を変えた。しかし、いまだに選挙などのときに間違えたりする方が多い、地域になじんだ親しまれる体育館の名称に変更願いたいという質問がございました。

それから、同3月の18日なんですけれども、周辺5の自治会長のほうから、名称変更の要望書が提出されております。竜王体育館では竜王地区のどちらかにあるのではないかと誤解されている。それから、玉幡小学校に隣接をしているにもかかわらず、竜王という文字が入っているのはおかしいというようなことで変更の要望がございました。

これに対しまして、市のほうでは一般質問のときにもご答弁をさせてもらったんですが、自治会であるとか、学校、それからスポーツ団体の意見を聞きながら検討をすると答弁をしたところでありまして、4月に入りまして、玉幡小学校への意見を聞き、それから体育館の利用者へのアンケート調査を実施をいたしました。そちらの表にありますとおり、アンケートの集計結果なんです、125枚のうち105件が玉幡体育館がよろしいという回答がありまして、玉幡小学校のほうでも、今までどおり社会体育の施設のまま利用したいということで希望がございました。

これらの内容を市の幹部会議等で検討した結果、竜王体育館から玉幡体育館への名称変更の手続を進めるという決定がされましたので、今回の9月の定例議会のほうに関係する条例の一部改正案を提出させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

山本議員。

○議員（山本今朝雄君） すみません。今の名称変更の件ですけれども、地元からの要望でしてお願いをしたところでございますが、要望でもできるものできないものがあるわけでございますけれども、今回は当局のほうで素早く対応していただきまして、ようやく名称変更をしてもらえということになりました。地元の方も大変これがわかれば喜んでもらえると思います。本当に当局の今回の対応について感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） 意見というか、特に答弁はいいですね。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で竜王体育館の名称変更についてを終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時13分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番、市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験についてを行います。

まず初めに、教育部長より概略説明をお願いいたします。

金丸教育部長。

○教育部長（金丸 博君） どうもご苦労さまでございます。

市有施設の屋根の貸与による太陽光発電普及事業の社会実験について説明させていただきますと思います。

現在、全国的に市民や事業者が、再生エネルギーであります太陽光発電を各地で行っており、このような中で既存の公共施設の屋根を事業者に貸し出して行う太陽光発電事業も全国的に展開されている状況でございます。

今回本市といたしましても、県内の民間活力を活用して、市所有の施設であります竜王図

書館、双葉体育館の屋根を貸し出して、太陽光発電事業として社会実験を行うものでございます。

詳しい内容につきましては、担当課であります環境課の長田課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、担当課であります環境課から説明をお願いいたします。  
長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） こんにちは。環境課、長田です。よろしくお願いをいたします。

資料につきましては、18ページ、19ページとなります。ごらんいただきたいと思います。

市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験についてご説明させていただきますが、資料内容につきましては、今週8月26日の厚生環境常任委員会が開催されまして、太陽光発電普及事業の主管課は環境課ということで、同じ資料で厚生環境常任委員会でもご説明させていただいております。当日ご出席いただきました議員さんにおかれましては、同様な内容となりますけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。

1としまして、市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験の概要ということで、18ページの（1）事業名から、19ページの（7）公共施設への本格導入の検討についてまとめさせていただいております。

（1）の事業名につきましては、「（仮称）K a i 屋根・エネ活用ビジネス」と、現状呼称させていただきます。

（2）の事業の目的等ではありますが、教育部長も申し上げましたけれども、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの普及拡大が急務の課題となっております。全国的に公共施設の屋根等を事業者へ貸し出し、太陽光発電事業が展開されています。本市としても、甲斐市内で進められておりますメガソーラー事業に注目しつつ、行政の可能な範囲で再生可能エネルギーの普及拡大に努めてまいりたいと考えます。

市内にも幾多の公共施設があるわけですが、当面社会実験として、県内の民間活力を活用して公共施設の屋根を貸与し、効果、問題点等を検証してまいりたいと考えます。

（3）としまして、屋根貸与の協定内容につきましては、協定の相手方としましては、①のとおり、山梨県クリーンエネルギー機構株式会社です。この会社につきましては、ことしの4月23日の山梨日日新聞等で報道された経過もありますのでご記憶の方もあ

ませんが、クリーンエネルギー事業を県外資本ではなく地元業者だけで完結させるため、10社の企業により設立された会社で、中央市に事務所があります。

②としまして、屋根の貸し出しをする施設は2施設。竜王図書館と双葉体育館の予定です。

③としまして、協定期間は設置から20年間、固定価格買い取り制度によりまして今年度適用の事業用買い取り価格は、1キロワット当たり37円80銭で20年間ということになります。

④としまして、賃貸料につきましては協定により定めませんが、19ページのほうの(5)でご説明いたします。

⑤としまして、協定書には諸条件を盛り込み、不都合がないよう配慮する所存でありますけれども、特徴的には、アとしまして災害時などの停電時における非常用電源として無償の活用を条件づける。イとしまして、設置施設の屋根は事前に防水診断を行い、不良箇所は補修を行い設置する。ウとしまして、協定期間満了後については、設置者による撤去の義務づけ、施設の寄贈について条件をつけるといったこと等を盛り込んでまいりたいと考えております。

(4)としまして、屋根の貸与面積は、竜王図書館、双葉体育館とも45キロワット規模でそれぞれ500平米となります。

次のページの(5)ですけれども、賃貸借料につきましては、20年間で2施設合計680万円を見込んでおります。内訳は、①としまして、屋根の賃貸料が400万円で、単年当たり平米200円で2施設合計1,000平米によります20万円。②としまして、償却資産による固定資産税が20年間に280万円となりまして、1年目約19万円から減価償却によって減っていきますので、最終年には約1万円というような額の合算によります。

(6)としまして、協定内容でも触れましたが、災害時及び停電時における対応を配慮しまして、①に記載してありますとおり、災害または停電が発生したときは切りかえスイッチでコンセントが利用できる施設とする。

②としまして、災害時の蓄電池の設置を予定したいと考えております。

(7)としまして、公共施設への本格導入の検討でございます。公共施設は多数ありますので、使用料の収入、災害時対応等に鑑みまして、社会実験としての2施設以外について、今後屋根の調査の実施、貸与と売電事業について検討を行ってまいりたいと考えます。

2としまして、今後のスケジュールであります。協定締結、設計、東電への協議等を経まして、10月の常任委員会で協定内容をご説明し、工事着工後、来年2月には完成検査に

至りたい予定でございます。

以上、環境課のほうから、市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） ちょっとお聞きしますけれども、これは社会実験とありますけれども、これは県内では甲斐市だけなんですか。

○委員長（米山 昇君） 長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） 今のところの情報によりますと、南アルプス市、昭和町で実施をされているというような情報がございます。形態は若干違いますけれども、太陽という形態では甲斐市ということで理解しております。

ちなみに南アルプス市、昭和町につきましては、施設そのものを負担つき寄附を受けるといような制度のようでございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） これは屋根は市の所有のものを貸すということだから永久に潰れることはないですね。建物が潰れるではないけれども、市が潰れることはないから、これは民間の屋根からで、その民間の所有権がなくなったとき、その上に乗せたものはどうなるかということの心配がありますよね。そうすると、市で所有している部分についてはそれがいいということですが、要は相手方の協定した場合、この業者、もしこの業者が途中でおかしくなったような形になったときはどんなようなこの貸し料、賃貸料ね、20万円とありますけれどもこの辺の補償というか、そういう面はどうなんですかね。

○委員長（米山 昇君） 長田課長。

○環境課長（長田 治君） 協定先につきましては、先ほど申し上げましたとおり、山梨県クリーンエネルギー推進機構株式会社ということでございますので、不測の事態は想定される場所です。完全に永久ということでもありませんので、その方面につきましては協定書の内容の中で不都合な状況が生じないような協定に配慮してまいりたいと思っております。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、これは固定の収入が得られるということはいいことかなと思うんですよね。ただ、考え方はこのクリーンエネルギーの推進とかいろいろいい点、またこれは一つの考え方によると業者の後押しみたいな形になっちゃうという考え方もあるかなと思うんですよ。これは利益を追求した業者の後押しみたいな捉え方もされますから、要は一つは収入を得るためには一つ一つ考えていかなきゃならない問題かなと思いますけれども、この7番にもあります太陽事業と売電事業、要は施設で体育館では電気を常時使っているわけじゃないですけれども、もう所有されている市の施設で、そこでじかに電気を使って残りを売るとか、そういう方向性も将来的には考えていかなきゃいけない問題だと思うんです。

だからこれは今回の社会実験とはちょっと違う見解ですから、将来的にはそういう考え方も必要ではないかと思えますし、先ほど言った業者との関係、今後のエネルギーの推進、いろいろな考え方がありますから、十分いい方向へ進むように検討していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○委員長（米山 昇君） 長田課長。

○環境課長（長田 治君） そのようなことも含めまして、社会実験的な内容の中でいろいろなデータも収集いたしまして、今後の再生可能エネルギーの利活用につきまして含めて検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 東電に売電ということですが、20年間で大体どのくらいの売電価格になるか、総額が推定できるか。

○委員長（米山 昇君） 長田課長。

○環境課長（長田 治君） 山梨県クリーンエネルギー推進機構のほうからの予備資料等に基づきました推計がございまして、厚生環境常任委員会でも若干申し上げましたけれども、2施設で大体7,530万の売電収入があるという推計で資料をいただいております。20年で7,530万円ほどです。

○委員長（米山 昇君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） いずれにしても太陽光発電については、どんどん情勢が変わってきますので、必要な都度交渉とか協定が変更できますように、そういったこともきちんと盛り込んでもらいたいと思えます。

○委員長（米山 昇君） 要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 竜王図書館と双葉体育館ということなんですけれども、23年9月の一般質問のときに、この双葉体育館は工事中であったので、将来どういう形になるかはわからないけれども、自然エネルギーの太陽光発電の設置が起こり得るかもしれないと。もしそういうふうな現在設計になっていなかったのであれば、設置可能なような補強工事でもしておいたらどうかということをお私が申し上げましたが、そのときの答弁は、荷重的にそれは無理であるというふうにご答弁されていますけれども、その辺のことはどのように解決したのでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 丸山係長。

○環境保全係長（丸山英資君） 今回我々のほうに、双葉体育館のほうへの45キロの設置という中で、一応建築確認の今回出ている構造計算において必要となるものを置いたときには耐えられるという中で一応診断が出ていますので、今回協議を進めているところであります。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） その答弁は、その当時の答弁が市長の答弁になっているんですけれども、大丈夫ですか、それで。

○委員長（米山 昇君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時40分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの質問に対して答弁を求めます。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 先ほどの体育館の関係の荷重というような問題の件なんですけれども、昨年うちに今回の話があって、体育館の図面、それから図書館の図面等をクリーンエネルギー推進機構のほうに確認をしていただいて、その結果、大丈夫だろう、問題ないということで、今回こういう事業を進めるということでもありますので、その23年の一般質問の答弁を私もちよっと勉強不足でわかっておりませんが、確認をして大丈夫

だということで、今回この事業を進めさせていただきたいということであります。よろしく  
お願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 当時の答弁のときに、私が品種とかメーカーとかまでは一々言わな  
かったから、場合によったら今度のものは軽いとか、あるいはその当時行政側で考えていた、  
あるいはほかのところについているものでは無理だけれども、これならいいという話と解釈  
していいですか。

○委員長（米山 昇君） 長田課長。

○環境課長（長田 治君） 当時の答弁の段階では、載せる施設の概要がまだ固まってお  
りませんでした。それで、今年度に入りまして、45キロワット規模というような内容の中での  
荷重チェックを行いまして、500平米というような施設規模も固まりましたので、その内容  
で荷重チェックを確認いたしまして耐用荷重は大丈夫だという結論に至りました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑は終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験についてを終了いたしま  
す。

次に、スポーツ振興課及び図書館関係のその他に入ります。

スポーツ振興課及び図書館より報告等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員から図書館及びスポーツ振興課関係でお聞  
きしたい点等がございましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 図書館の関係でちょっと聞きたいんだけど、「はだしのゲン」の  
問題があったじゃないですかね。あれについて、当然図書館にも設置してあると思うですけ

れどもその後の貸し出し状況とか、そういった現状のそういう中に変化があったのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 湯本図書館長。

○図書館長（湯本和仁君） 確かに松江市の状況によりまして大分貸し出し数がふえております。甲斐市におきましては、竜王、敷島、双葉3館とも、1巻から10巻までで漫画になっておりますけれども、いずれも会館にそろえてございます。したがって、その中のうち50冊現在ございまして、貸し出し中が28冊、貸し出しができる状況になっているのが22冊でございます。非常にその後、戦争体験という、平和を学ぼうということで、非常に子供さんあたりも関心がございます。いずれも会館にそろえてございますので、ご利用いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上でスポーツ振興課及び図書館関係のその他を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時40分

○委員長（米山 昇君） 引き続き会議を再開いたします。

続きまして、12、その他を行います。

まず初めに、総務課より報告がありますので、お願いいたします。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） ご苦労さまでございます。

それでは、総務課から3点につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、9月定例議会に提案をいたします工事の請負契約締結の件についてでございますが、工事につきましては、敷島保育園、敷島子育て広場建築主体工事でございます。この入札につきましては、あしたでございますが、29日に2社のJVにより

ます一般競争入札を執行いたします。その後、仮契約を締結となります。

予定価格につきましては、2億8,070万円となっておりますので、契約額が1億5,000以上になるという見込みでございますので、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例、この規定に基づきまして、9月定例議会に追加提案をさせていただきます、請負契約の締結についての議決をお願いする予定でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2点目でございます。総務課の補正でございますが、県道敷島竜王線、こちらの県道が、茅ヶ岳東部広域農道の整備に伴いまして、拡幅工事が行われるということでございます。これによりまして電柱移設が生ずるということの中で、情報化推進事業におきまして整備をしております光ケーブル、これが移設となりますので、県からの移設の補償金によりまして、光ケーブルの施設工事252万円を補正予算として計上させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3点目でございますが、公共施設への新電力の導入でございます。新電力につきましては、既存の大手電力会社であります一般電気事業者、このエリアにつきましては東京電力になるわけでございますが、これとは別の特定規模電気事業者でございます。こちらから電力の小売り自由化に伴いまして、全国的に官公庁でも導入をしているという状況でございます、県内におきましても、自治体で導入しているという状況もございます。

本市におきましても、東京電力と、それから新電力との電気料金の比較をしたところ、経費の節減が図れるということの結果が出ましたので、公共施設が50施設ございますが、こちらの施設につきまして、電力契約先を東京電力から特定規模電気事業者に切りかえるということの方向性が出ました。今後入札を執行いたしまして、新電力会社への移行をしていくということでございますので、報告をさせていただきたいと思っております。

なお、移行に当たりましては、既存の東京電力によります施設を利用するということでございますので、移行に伴います設備の経費等につきましては発生をしないということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上3点でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

契約並びに補正予算につきましては、定例会の案件でございますので、またその際に質疑等を行っていただきたいと思います。

それ以外の件につきまして質疑等がございましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の電気の件ですけれども、それについては、今50施設と言いましたよね。それをすべてそれにやるということですか。

○委員長（米山 昇君） 今村課長。

○総務課長（今村親弘君） あくまでも公共施設50施設ございますので、こちら全て新電力に移行をしたいということで考えております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） まだそういう算定をしていないですけれども具体的に今東電とそれに切りかえた場合の、要するに削減というか、それはまだ計算していない。どれぐらい節減できるのか。

○委員長（米山 昇君） 今村課長。

○総務課長（今村親弘君） 基本的に先ほど言いましたように、その方向性が出ましたので、今後入札等を行った中でどのくらいの削減率になるかということは、入札の結果に基づいて発生すると思いますけれども、基本的には800万円から900万円ぐらいの削減にはなるのではないかという予測をしているところでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、要は安定的に電源が供給できるか、そこが一番問題なんだけれども、その辺のところの担保というか、そういうところの確認というか、そういうものはどんな範囲で進んでいくんですか。

○委員長（米山 昇君） 今村課長。

○総務課長（今村親弘君） 当然新しい電力会社が決まった段階で、協定書を結びます。その新しい新電力の業者が供給できない場合については、東電から当然電気を送るということで協定になっておりますので、そういう協定書に基づきますので、基本的にその電力が供給されないという状況はあり得ないということでございます。

○委員（名取國士君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

[発言する者あり]

○委員長（米山 昇君） いいですか。

質疑がないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、人事課より報告がありますので、お願いいたします。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。

人事課の生山です。よろしくお願いいたします。

人事課からは職員の人件費に関する補正予算をお願いするものであります。

補正予算の内容といたしましては、本年4月1日の定例の人事異動に伴い、当初予算作成時と職員の構成が変わったため、各科目間の予算の組みかえを行う必要があります。

また、去る6月議会でご議決をいただきました特別職及び職員の給与を減額する臨時特例条例に基づきまして、本年の7月から来年の3月までの9カ月間の給与の減額を反映させるものであります。あわせて嘱託、臨時職員の補正もお願いするものであります。

また、なぜ本9月定例会で補正予算を提出するかと申しますと、職員の人件費の補正は、人事院勧告がある場合は11月の臨時議会で、人事院勧告がない場合は12月の定例会でお願いをする予定でありました。しかし、本年は人事院勧告が見送られることになったので、12月定例会で補正予算をお願いする予定で準備を進めておりましたが、12月の10日に支給をいたします期末・勤勉手当は、人事異動で職員の構成が変わったことによりまして予算が不足することから、本9月定例会に人件費の補正予算をお願いするところであります。

なお、総務教育常任委員会関連では、1款の議会費、2款総務費では一般管理費、支所及び出張所費、税務総務費、戸籍住民基本台帳費、監査委員事務局費、また10款教育費では、事務局費、小学校費、中学校費、給食センター費、幼稚園費、社会教育総務費、公民館費、図書館費、保健体育総務費となります。

補正予算の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件につきましても定例会の案件ですので、また質疑はその際にお願いをいたしたいと思えます。

次に、総務課及び人事課関係で、委員より特にお聞きしたい点がございましたお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上でその他を終了いたします。

次に、4のその他に入りますが、委員の皆さんから何か特にご発言等お聞きしたいところがありましたら、お願いいたします。ありませんか。

では、事務局からありましたら、お願いいたします。

局長。

○議会事務局長（中村宗和君） ご苦勞さまでございます。

議会事務局より報告をさせていただきます。

9月補正では、議会費におきまして人件費の補正を予定しておりますが、こちらにつきましては先ほど人事課長から説明がありましたとおり、6月定例議会において議決されました職員の給与の臨時特例に関する条例に基づきます7月から3月までの職員給与削減分の減額でございます。

議員さん方につきましても、議員発議により議員報酬を削減する条例を提出され、議決されたところでございます。

議員報酬につきましては、12月補正予算において削減する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） お手元のほうに甲斐市立公立小中学校長会との意見交換会の開催についてお配りしてあります。

前にもお知らせしてありますとおり、10月の9日水曜日、午前10時半からこちらの会場で行う予定でございます。

内容につきましては、いじめ、体罰、学校経営の諸問題に関する意見交換ということで、相手方のほうのも通知をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 以上で報告が終わりましたが、特にもう既に意見交換会の件につきましては前からの決まっていることでございますので、特にないと思います。この通知にありますように、これらの問題に関する課題、問題点などをあらかじめ検討してきていただいて、また意見交換の際にはご発言をしていきたいというふうに思っております。

特に皆さんからなければ、以上で会議のほうを閉じたいと思いますけれども、よろしいで

すか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時52分